



広報



<主な内容>

9月1日は「防災の日」

～できることから防災対策を進めよう！～ P2～3

河内町の行政改革について P4～5

児童扶養手当について P6

町税の納め忘れはありませんか？ P7

被災者生活再建支援制度のお知らせ P8

第12回河内町縄引き大会から

◆ 定例相談 ◆

心配ごと相談

日 時 9月1日(木) } 午前10時～正午
9月15日(木) }
場 所 第2地区共同利用施設(福祉センター隣)
問合せ先 河内町社会福祉協議会
☎ 84-2830

教育相談

日 時 月・水・木曜日 午前9時～正午
場 所 教育委員会事務局
問合せ先 ☎ 84-3322
FAX 84-4730

成田空港に関する相談

日 時 月～金曜日 午前9時～午後4時
場 所 株式会社かわち事務所2階
(河内町長竿188)
問合せ先 茨城地域相談センター
☎ 84-5017

交通事故相談

日 時 月～金曜日
午前9時～正午 午後1時～4時45分
弁護士相談 第1・第3水曜日
午後1時～4時(要予約)
土浦合同庁舎 本庁舎3F
☎ 029-823-1123
問合せ先 県南地方交通事故相談所
☎ 029-823-1123

◆ 交通事故発生状況 ◆

町内の交通事故 6月発生状況

(累計)

発生件数(人身事故)	3件(16)
死 者 数	0人(2)
負傷者数	3人(23)

竜ヶ崎警察署調べ

◆ 戸籍の窓 ◆

おめでた	1人	転入	11人
おくやみ	11人	転出	21人

◆ 人口・世帯 ◆

平成23年7月1日現在

人 口	10,353人	(-20)
男	5,069人	(-8)
女	5,284人	(-12)
世帯数	3,384世帯	(±0)

◆ TELガイド ◆

役	場	☎ 84-2111	教育委員会	学校教育 G	☎ 84-3322
都 市 整 備 課	生活環境 G	☎ 84-2361	事 務 局	生涯学習 G	(公民館) ☎ 84-2843
	建 設 G	☎ 84-2921		福 祉 セ ン タ ー	☎ 84-3699
	つ つ み 会 館	☎ 86-3740		保 健 セ ン タ ー	☎ 84-4486
	地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	☎ 60-4071		防 災 か わ ち (音 声 案 内)	☎ 84-2212
	社 会 福 祉 協 議 会	☎ 84-2830		シ ル パ ー 人 材 セ ン タ ー	☎ 84-5455

◆ 休日診療当番医(9月) ◆

	稻敷地区	龍ヶ崎地区	
4日	角崎クリニック ☎ 0297-87-6030	野上小児科医院 ☎ 65-3375	みやおか外科整形外科クリニック ☎ 62-3761
11日	和田医院 ☎ 029-894-2412	鴻巣クリニック ☎ 61-0151	うちだ医院 ☎ 64-8821
18日	矢野整形外科医院 ☎ 029-892-2127	さくらクリニック ☎ 65-1211	いがらしクリニック ☎ 62-0936
19日	竹尾医院 ☎ 0297-86-2436	朝野循環器科クリニック ☎ 62-0178	松葉クリニック ☎ 65-7282
23日	江戸崎眼科 ☎ 029-892-0262	セントラル腎クリニック龍ヶ崎 ☎ 62-1212	牛尾病院 ☎ 66-6111
25日	宮本病院 ☎ 029-979-2114	渡利耳鼻咽喉科医院 ☎ 62-4133	中村クリニック ☎ 64-6655

*休日当番医は変更することがあります。
診療を受ける際は、必ず電話でご確認ください。

県救急医療情報システム：24時間お医者さんを探すことができます。

救急医療情報コントロールセンター ☎ 029-241-4199

ホームページ：<http://www.qq.pref.ibaraki.jp/>携帯サイト：<http://qq.pref.ibaraki.jp/kt/>

◆ ごみ収集日(9月) ◆

資 源 回 収 日	燃え ない ごみ 収集 日		
A地区 6・20	C地区 13・27	A地区 10	C地区 24
B地区 8・22	D地区 1・15・29	B地区	D地区
燃えるごみ収集日			粗大ごみの予約収集日
全地区	毎週月・水・金曜日		9月中の予約→10月1日

広報

平成23年8月1日発行

編集・発行 河内町役場秘書広聴課

〒300-1392 茨城県稲敷郡河内町源清田1183

ホームページアドレス <http://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/>モバイル版アドレス <http://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/mobile/index.html>

河内町モバイルホームページ

QRコード

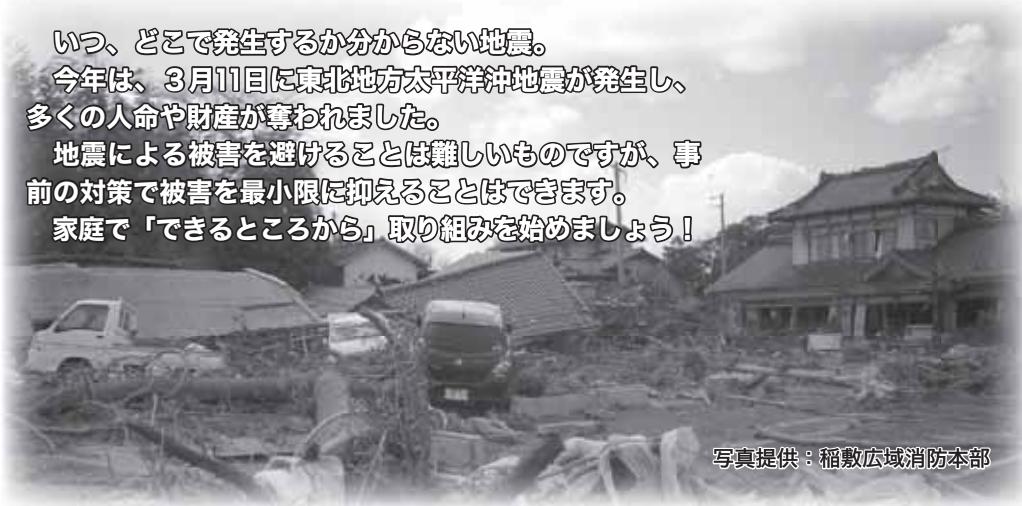
※QRコードは読みとれない場合もありますのでご了承ください。



9月1日は防災の日

できる! とから防災対策を進めよう!

家庭の家具はどうじよひ?



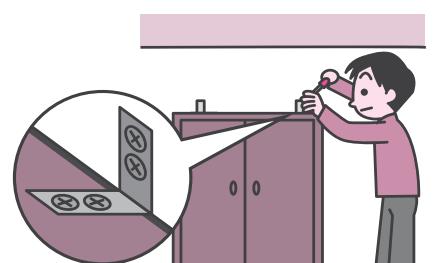
写真提供：稲敷広域消防本部

転倒・落下防止のポイント

- 転倒防止金具などで固定し、倒れにくくする。
- サイドボード、食器棚、窓などのガラスが飛散しないようにする。
- 本棚や茶ダンスなどは、重い物を下の方に収納し、重心を低くする。
- 棚やタンスなどの高いところに危険な物を載せて置かない。
- 食器棚などに収納されているガラス製品（ビン類など）が転倒したり、すべり出さないようにする。

具体的な固定方法

- 一段重ねの家具類は、上下を平型金具などで固定する。
- 壁や柱に固定する場合は、「」



型金具とワニナジで家具の上部を固定する。

- ガラスには、ガラス飛散防止フィルムを張る。
- 吊り戸棚などの開き扉は、掛け金などにより扉が開かないよう固定する。
- 食器棚のガラス製品（ビン類など）が、転倒したりすべり出さないように防止枠を設ける。

地震時の行動を身につけよう!

[地震時の行動]
★グラシときたら身の安全



非常時の備えをチェック 最低3日間分は自分で用意!

最低限準備しておくべきもの (非常持出品)

次に表記しているものを田安に必要最小限の必需品をリスト。クサック等にまとめておきましょう。（1袋10～15キロ程度）。旅行用スースケースに保管するのもいい方法です。

非常食・水

乾パンや缶詰など、火を通さず食べられるものを。水はペットボトルが便利。

懐中電灯

できれば一人一つ用意。予備の電池と電球も忘れずに。

携帯ラジオ

小型で軽く、AMとFM両方聞けるものを用意。予備の電池も忘れずに。

救急医薬品

傷薬、ばんそうじ、解熱剤、カゼ薬、胃腸薬、田薬など。常備薬があれば忘れない。

ヘルメット、下着、タオル、軍手、ライター、ナイフ、ビニール袋、ティッシュ、ビニールシートなど。



被災後の生活のために準備しておきたいもの（非常備蓄品）

震災発生後、3日間の生活を支えられるよう、次に表記されているものを田安に取り出しづらい場所に備えておきましょう。

食品

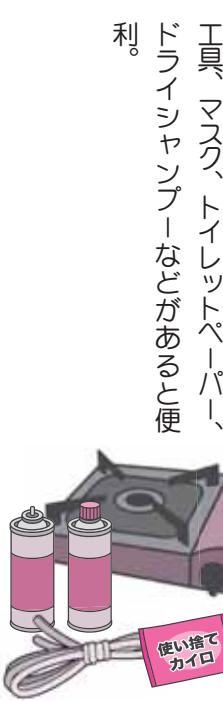
缶詰やレトルト食品、ドライフルーツや栄養補助食品、調味料など。食料は非常食3日分を含む数日分を備蓄しておぐ。

水

飲料水は大人一人当たり、1日3リットルが田安。少なくとも3日分の用意を。ペットボトルのほか、ポリタンクにも貯めておくと便利。

燃料・その他

卓上コンロや固体燃料、予備のガスボンベのほか、毛布、寝袋、洗面用具、ラップ、使い捨てカイロ、ロープ、バール・スコップなどの工具、マスク、トイレスペーパー、ドライシヤンパーなどがあると便利。



- ★ 協力し合って救出・救護
- ★ 地震に対する10の備え
- ★ 家屋や壇の強度を確認しておこう
- ★ 家具類の転倒・落下防止をしておこう
- ★ 火災の備えをしておこう
- ★ けがの防止対策をしておこう
- ★ 避難の前に安全確認 電気・ガスをしておこう
- ★ 災害発見の早期発見と防止対策をしておこう
- ★ 非常用品を備えておこう
- ★ 家族で話し合っておこう
- ★ 地域の危険性を把握しておこう
- ★ 防災知識を身につけておこう
- ★ 防災行動力を高めておこう

- ★ 門や壇には近寄らない
- ★ 窓や戸を開け 出口を確保
- ★ 落下物！あわてて外に飛び出さない
- ★ 避難の前に安全確認 電気・ガスをしておこう
- ★ 正しい情報 確かな行動
- ★ 確かめ合おう 我が家の安全
- ★ 跳りの安否
- ★ 関係機関への連絡



河内町の行政改革について

◆旅費日当の支給休止（H18～継続）

特別職を含め職員の旅費日当について当分の間支給しない。

※財政効果 年間：約5,000,000円の節約

◆保育所、幼稚園を統廃合しました。（H21.4設立）

これまでの保育所（3施設）と幼稚園（1施設）を統合し、河内町立こども園（2施設）を新設しました。

- ・源清田、長竿保育所、第一幼稚園を統合 ⇒ カわち認定こども園

- ・金江津保育所 ⇒ カなえつ認定こども園

※職員42名 ⇒ 37名 5名の減

※財政効果 約16,500,000円の節約

◆補助金を整理合理化しました。（H18～）

毎年の補助金の交付内容について、使われ方や効果などについて審査および見直しをすることで交付金の節減に努めました。

○補助交付金の推移

(単位：千円)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度
補助決算額	150,177	123,868	80,524	79,310

※補助金総額は、平成17年度と平成20年度を比べると 79,696千円の減額 となります。

これを1年当たりにすると 年間：約19,924,000円 の削減

◆収納率の向上対策を推進しました。（H18～）

- ・専門的知識をもった職員を育成するため、税務担当職員全員が徴収実務講習を受講しました。

- ・課長補佐級以上の職員による滞納整理を実施しました。

- ・県税事務所と共同の滞納整理を実施しました。

【滞納処分実績（債権、給与、不動産等差押）】

平成18年度…25件 平成19年度…37件 平成20年度…39件 平成21年度…29件

- ・徴収率90%を目標に収納率の向上対策を推進しました。

○徴収率の推移

(単位：%)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
徴収率	87.2	88.7	89.8	90.0	90.4
町民税分徴収率	88.7	91.3	92.1	91.2	91.6
固定資産税分徴収率	85.0	85.8	87.0	88.1	88.5

◆町三役給与の引下げ

- ・町長 720,000円 ⇒ 612,000円 (-108,000円)

- ・副町長 560,000円 ⇒ 532,000円 (-28,000円)

- ・教育長 500,000円 ⇒ 475,000円 (-25,000円)

※財政効果 年間：約3,000,000円の削減

◆議員定数の削減 16名 ⇒ 14名

◆議員報酬の引下げ

- ・議長 330,000円 ⇒ 300,000円 (-30,000円)

- ・副議長 300,000円 ⇒ 270,000円 (-30,000円)

- ・議員 290,000円 ⇒ 260,000円 (-30,000円)

※財政効果 年間：約7,200,000円の削減

※行財政改革により節減合理化された事務事業経費を重点的かつ効果的に配分することで、より健全な財政運営に努めています。

※数値については平成21年度までの決算額を使用しています。

◆問合せ先 ◆秘書広聴課行政改革G TEL 84-2111(内線103)

これまでの行政改革での主な取り組み状況についてお知らせします。

河内町では、平成17年度から平成21年度までの5年間を「第2次行政改革」、続く平成22年度から平成26年度までを「第3次行政改革」の推進期間と定め積極的な行財政改革に取り組んでいます。

これまでの行財政改革の主な取り組みについてお知らせします。

◆住民票、印鑑証明書、税務関係証明書の休日受取りができるようになりました。

平日中の電話予約により住民票、印鑑証明書、税務関係の証明書が休日に受け取れます。

◆学校給食業務を民間に委託しました。（H19.1～）

民間に委託することで経費の節約を進めながら「美味しい、栄養のある、安全な給食」の提供を目指します。

【給食費の決算額の推移】 平成17年度 55,305,262円

平成18年度 54,267,386円 (1月より委託開始)

平成19年度 32,498,149円

平成20年度 32,175,516円

平成21年度 28,137,965円

※財政効果 年間：約27,167,297円の節約 (平成17年度と平成21年度の決算額を比較しています。)

◆職員数を抑制しています。

事務事業の見直し、民間委託等を進めることで職員数の抑制に努めます。

○職員数の推移

(単位：人)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	計
減員	—	7	6	5	7	25
増員	—	0	1	0	6	7
差引	—	-7	-5	-5	-1	-18
計	157	150	145	140	139	139

※平成22年3月31日現在の職員数139人 (25人の減員)

○人件費の推移

(単位：千円)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費総額	1,077,325	1,053,145	1,032,287	1,034,237	1,029,818
うち職員給	705,614	675,835	671,277	654,634	635,133

人件費総額のうち職員分（下段）は、平成17年度と平成21年度を比べると約70,481千円の減額となります。これを1年当たりにすると 年間：約14,100,000円 の削減

◆特殊勤務手当の支給休止（H18～継続）

※財政効果 年間：約1,300,000円 の節約

行政改革を進めています

行政改革を進めています

町税の納め忘れはありませんか？ あなたが町税などを滞納してしまうと…

「納め忘れた」「納められない」「納めたくない」…

もし町税を納めないと、そのまま放置するとどうなるのでしょうか？

納期限が過ぎると、本税以外に督促手数料・延滞金が加算され、

貴重な財産（預貯金・不動産・給与など）が差押えられます。

さらに滞納が続く場合には、茨城租税債権管理機構へ徴収業務を移管する場合もあります。

滞納処分は法律に基づく強制処分です

督促発送

納期限経過後20日以内に督促状で未納のお知らせが送付されます。督促状が発送された日から10日を過ぎても納付されないときは滞納処分を受けることになります。

財産調査

地方税法・国税徴収法の規定により、金融機関・勤務先・取引先等に対し、質問・検査を実施します。

差押

財産の差押えを行います。
○不動産を差し押さえられると…
・不動産の登記簿上に「差押」が表示されます。
○預貯金・給与を差し押さえられると…
・差し押さえた預貯金・給与は滞納している税に充てられます。

換価・充当

差し押さえた財産を現金化し、滞納している税に充当します。
滞納処分は、滞納している税が無くなるまで行います。

茨城租税債権管理機構

県内全市町村で構成する、専門的で効率的な滞納整理を行う一部事務組合。滞納処分を前提とした財産調査・財産の差押・差押財産の公売等を行います。

延滞金について

地方税法で徴収しなければならないものと定められ、年率14.6%で計算されます。

納期内納付をされた方のためにも延滞金はいただきます。

◆税金の納付などに関する相談の問合せ先 企画財務課収納係 TEL 84-2111(内線167・168)

納税は、教育・労働とともに国民の大義務の一つであり、滞納となつていて税を放置しておくことは、納期限内に税を納付していくだいている大部分の納税義務者との公平性を欠くことになります。また、町の財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたすことになりかねません。本町では、納付できるのに納付しない滞納者に対して滞納処分を行つております。

一時的に各納期内に納付することが困難な方については、生活状況などを聞かせていただきた上で分割納付による納税計画をすることができます。ただし、虚偽の申出や納付計画を厳守せず、不履行になつた場合は、強制処分および機関移管の対象となります。

平成22年度：滞納処分状況

○不動産差押：5件
○預貯金・給与差押：26件

税に充当した金額
¥1,934,526円

公平な納税のために：

事情がある方は：

児童扶養手当は、年金を受けていないひとり親家庭等に対して支給されるもので、お子さんが健やかに成長するために役立ててもらおうというものです。

手当を受ける資格

児童扶養手当を受けることのできる方は、次の条件の児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童、身体または精神に障害のある場合は20歳未満の児童）を監護している母親か父親、またはこれらの児童を養育している方で、公的年金（老齢福祉年金を除きます。）を受けていない方です。

- 父母が婚姻を解消した児童
- 父または母が一定の障害の状態にある児童
- 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- 母が婚姻しないで生まれた児童

- 父または母が死亡した児童
- 父または母の生死が明らかでない児童
- 父または母が引き続き1年以上拘束されている児童
- 母が児童を懷胎した当時の事情が不明である児童

支給を受けるための手続き

手当を受けたいときは、役場福祉課窓口に申請してください。認定請求の申請により、県知事の認定を受けることで手当が支給されます。

児童扶養手当の額

（全部支給）支給対象児童が ▶1人のとき … 41,550円 ▶2人のとき … 46,550円
▶3人以上のとき … 46,550円に3人目以降のお子さん1人につき3,000円を加算します。

（一部支給）所得に応じて、41,540円（月額）～9,810円（月額）まで設定されています。

- お母さんまたはお父さんおよび同居している方の所得により手当の一部または全部の支給が停止されることがあります。
- 平成20年4月以降、受給期間が5年を経過する等の要件に該当する方は、適用除外事由（就業あるいは求職活動などを行っている場合や、求職活動ができない事情などがある場合）に該当する方を除いて、手当額の2分の1が支給停止になる可能性があります。お住まいの町村役場から「児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ」が送付されますので、就労をしている等の届出の手続きをすることにより、5年等経過後も、経過前の月と同額の手当を受給することができます。

児童扶養手当の認定を受けている方へ

児童扶養手当を受けている方は、現況届を8月31日までに役場福祉課へ提出してください。（支給停止の方も含みます。）8月以降の手当を引き続き受給できるかどうか確認するもので、提出がない、あるいは不備の場合は、8月以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。また、2年間この届けを出さないと資格を失います。

現況届用紙は8月上旬に送付されます。（平成23年7月以降に申請された方は、届出の必要はありません。）

次のような場合は、手当を受ける資格がなくなりますので、必ず資格喪失届を提出してください。届出をしないまま手当を受けた場合、その期間の手当を全額返還していただくことになりますので、ご注意ください。

- 婚姻の届出をしたとき
- 婚姻の届出をしていなくても事実上の婚姻関係（生計を同じくする異性と同居または、同居がなくともひんぱんな訪問があり、かつ生活費の援助がある場合）になったとき
- あなたや児童が、年金（国民年金、厚生年金など）を受けることができるようになったとき
- 児童が、父または母が受ける公的年金の加算対象となったとき
※父または母が障害を事由として手当を受給している場合、障害基礎年金については、平成23年4月から運用の見直しが実施され、「子の加算」と「児童扶養手当」を選択できる場合があります。
- 児童が死亡したとき（受給者本人が死亡したとき）
- 児童が、児童福祉施設に入所したり、転出などにより、あなたが監護または養育しなくなったとき
- 遺棄、拘禁などの理由で家庭を離れていた児童の父または母が帰宅したとき
(遺棄のときは安否を気遣う電話、手紙など連絡があった場合を含む)
- その他支給要件に該当しなくなったとき

児童扶養手当

◆問合せ先 福祉課社会福祉係 TEL 84-2111 (内線173)

第3回 学校統合準備委員会開催！

平成23年7月8日（金）午後7時から、農村環境改善センター農事研究室で第3回「河内町立源清田小学校、長竿小学校統合準備委員会（以下、統合準備委員会）」が開催され、次のような協議が行われました。

1. 運動着について

学校において着用する運動着等（ジャージ、上履き）について、話し合いが行われました。協議の結果、現在の源清田小学校指定のものに統一していくことで了承されました。（校章のプリントはしない。名札は取り外しのできるもので対応する。）

2. 通学支援について

通学支援（スクールバス）の検討は、長竿小学校児童の通学支援を基本に検討することとしています。これは、平成21年に策定された学校統合推進計画の中で掲げているとおり、学校統合の推進方策として提唱してきたものです。

理由は改めて言うまでもなく「長竿小の児童が源清田小に通うことになるから」です。

また、この統合準備委員会において、源清田小の通学方法の見直しまで検討することは、時間的にも組織的にも困難であると思われます。それは、統合後、必ず通学方法や通学路、通学支援の検討が必要になってくると思われます。

どうぞ源清田小と長竿小の統合実現に向けて、皆様のご理解ご協力をよろしくお願い致します。

（バス運行経路の検討）

○仮にバス停を設定し、乗車場所のアンケートを行います。Aルートは、旧県道で中型又は、大型のバスを想定：突合せ、荒地、二本松、中央公民館前、長竿四ツ角、長竿農協前（旧）、上長竿～統合校、Bルートはマイクロバスで：庄布川、中郷、鴻野製作所脇、下町歩～統合校として、乗車人数の集約・調整を図っていきます。※まとめ次第、お知らせ致します。

3. その他

学校徴収金についての検討を行いました。

源清田小と長竿小では徴収金の内容や金額に違いがあるため、調整が必要となります。特に、旅行積立金や卒業対策費の徴収方法が基本的に違うため、統合後の学年ごとに細かな調整が必要になると思われます。※具体的になりましたら、隨時お知らせします。



金江津小学校耐震補強改修工事のお知らせ

金江津小学校校舎において平成24年1月14日まで「耐震補強改修工事」を実施いたします。

施工中は、工事車両の通過や騒音等により、近隣にお住まいの方にはご迷惑をお掛けすることもあるかと思いますが、何卒ご理解ご協力をお願いいたします。

被災者生活再建支援制度のお知らせ

～東日本大震災で被災された方へ～

1. 支給対象となる世帯

支援金の支給対象となる世帯は、今回の地震や津波により次の住宅被害を受け、町から、その被害程度を証する「り災証明書」の交付を受けた世帯です。

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

2. 支援金の支給額

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。

世帯が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額となります。

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊（1.①に該当）	解体（1.②に該当）	長期避難（1.③に該当）	大規模半壊（1.④に該当）
支 給 額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補 修	賃貸（公営住宅以外）
支 給 額	200万円	100万円	50万円

3. 必要書類

区分	全 壞	大半規壊模		備 考		
		半壊	敷地 被害解体			
基礎支援金	① 被災者生活再建支援金支給申請書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	福祉課窓口にご用意してあります。 ※申請者は被災世帯の「世帯主」
	② り災証明書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	企画財務課で発行
	解体証明書		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		町で発行
	減失登記簿謄本		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		申請者が用意（法務局）
	敷地被害証明書類			<input type="radio"/>		宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書などが必要
	④ 住民票謄本 (または外国人登録済証明書)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	町民課窓口で発行
加算支援金	⑤ 預金通帳の写し	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	銀行名「支店名」またはゆうちょ銀行、預金種目、口座番号、世帯主本人名義「フリガナ名」記載あるもの
	⑥ 契約書等の写し	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	住宅の建設・購入、補修または賃借に応じ、そのことを確認できる契約書等の写し

4. 支援金の支給

申請書は、河内町から茨城県を経由して、国から指定された財團法人道府県会館被災者生活再建支援基金部（被災者生活再建支援法人）に郵送され、同法人において申請書の内容の審査を行い支給金額が決定され、指定された金融機関等の口座に支援金が振り込まれます。

※単身世帯の方が支給を受ける前（申請後の場合も含みます。）に亡くなられた場合は、支給されません。（支援金は相続の対象となりません。）

5. 支援金の申請期間

区 分	基礎支援金	加算支援金
申請期間	災害のあった日から13ヶ月の間	災害のあった日から37ヶ月の間

◆問合せ先 福祉課 TEL 84-2111（内線177） FAX 84-4357

くらしの情報

☆農畜産物の損害賠償請求の申請を受け付けます



本県産米と他県産米との品質比較 (21年産コシヒカリ 22年9月末までの速報値)						
	茨城	新潟	栃木	千葉	長野	福島
粒の重さ(千粒重g)	21.5	22.2	22.1	21.5	22.2	22.5
小さい粒の割合(%)*	8.4	5.2	7.9	10.2	5.6	5.4

*粒厚1.9mm未満の粒の重量割合

茨城の「買つてもらえる米づくり」県南地方推進協議会について、茨城県農林事務所企画調整部門振興・環境室農業振興課（農産担当）TEL 029-822-8521 (直通) FAX 029-822-7345 HP <http://www.pref.ibaraki.jp/nourin/nousan/toppage1.htm>

1・85mm以上の網目で調製することで、粒ぞろいが良く、整粒歩合も向上して品質の高い米に仕上げることができます。なお、茨城県産米の情報については、「茨城県農林水産部農産課」のホームページにて提供されておりますのでご覧ください。

◆問合せ先

茨城県「買つてもらえる米づくり」県南地方推進協議会

☎ 029-822-7345

✉ <http://www.pref.ibaraki.jp/nourin/nousan/toppage1.htm>

☆粒ぞろいの良い高品質米生産に向けて ～1.85mm以上の網目による適正調製を！！～

- ◆ 食中毒予防6つのポイント
- ポイント1 食材を買うとき
・肉や魚などは汁が他の食品に付かないように分け、ビニール袋に入れる
 - ・生鮮食品などのように冷蔵や冷凍などの温度管理の必要な食品は、買い物の最後に購入し、購入後は寄り道せずにまっすぐ帰る
- ◆ 食中毒予防6つのポイント
- ポイント2 家庭での保存
・帰つたら生鮮食品はすぐに冷蔵庫へ保管する
 - ・冷蔵庫は10℃以下、冷凍庫はマイナス15℃以下を保つ
 - ・調理前や生肉、魚卵を触つ
- ポイント3 下準備
・調理前や生肉、魚卵を触つ

東京電力福島第一原発事故に係る農畜産物の出荷制限や風評被害について、損害賠償を希望する販売を目的とした生産農家等の皆さんを救済するため、「河内町福島原発農畜産物損害賠償対策協議会」を設立しました。

農畜産物損害賠償対策協議会に送付し、最終的に東京電力に賠償請求をしていきます。請求の申請は「JA出荷の方」はJAが受付窓口となり、「JA出荷以外の方」は町経済課が受付窓口となります。両方にJAで出荷している方はそれが窓口での申請となります。

◆申請対象者

市場や直売所等に出荷している農家

※自家消費等、販売している農家は対象になりません。

- ◆ 提出書類
①委任状、②生産者報告書（様式1～3）、③証拠資料
- ※委任状、生産者報告書（様式1～3）は経済課の窓口に用意しております。
- ※証拠資料は報告書の内容が適切かどうか確認するため、必ず必要になります。
- ◆ 証拠資料は栽培履歴・作業書・請求書・領収書・廃棄直前伝票・昨年同時期出荷伝票・給与明細書・圃場位置図などです。
- ◆ 申請・相談問合せ窓口
河内町役場 経済課
TEL 86-1-2121212 JA稻敷
JA稻敷 西部経済センター
TEL 84-1-23888 JA稻敷 河内支店
TEL 84-1-2004 JA稻敷 金江津支店
TEL 84-1-2111 (内150)

☆竜ヶ崎保健所からのお知らせ ～食中毒にご注意ください～

- 食中毒は一年中発生します。暖かく湿気が多いこの時期は、食中毒の原因となる細菌の増殖が活発になるため、食中毒が発生しやすくなります。細菌がもし、まな板についていたとしても、肉眼では見えません。しかし、目に見えなくとも簡単な方法をきちんととえれば細菌による食中毒を予防することができます。

- ◆ 研究科
平成23年10月28日 ○推薦入学（各学科）
平成24年2月1日 ○一般入学・前期（各学科）
平成24年3月6日 ○一般入学・後期（各学科）
平成23年10月28日 ○研究科
平成23年10月28日 ○問合せ先
県立農業大学校
TEL 029-292-0903
FAX 029-292-0903
HP <http://www.pref.ibaraki.jp/nourin/nodai/>
- ◆ 必要です。
また、卒業後に就農することになつてている学生は、在学中に無利子の就農支援資金を利用することができます。

- ◆ 研究科
平成23年10月28日 ○推薦入学（各学科）
平成24年2月1日 ○一般入学・前期（各学科）
平成24年3月6日 ○一般入学・後期（各学科）
平成23年10月28日 ○研究科
平成23年10月28日 ○問合せ先
県立農業大学校
TEL 029-292-0903
FAX 029-292-0903
HP <http://www.pref.ibaraki.jp/nourin/nodai/>
- ◆ た後は手を洗う
・生肉や魚を切ったまな板や包丁は必ず洗つて熱湯消毒する
- ◆ 調理
・肉や魚は十分に加熱する（中心部分の温度は75℃、1分間が目安）
- ◆ 食事
・作った料理は長時間室温に放置しない
・食べる前に手を洗う
- ◆ 残った食品を温めなおすときは十分に加熱する
- ◆ 食に関する情報は「いばらき食の安全情報We b Site」でご覧いただけます。
URL <http://www.shoku.pref.ibaraki.jp>

「ひきこもり相談支援センター」についてのご案内

県では、ひきこもり対策の総合調整機関として「ひきこもり相談支援センター」を設置し、社会福祉士、精神保健福祉士の専門コーディネーターが相談に応じるほか、保健・福祉・医療・教育・労働等の適切な関係機関へつなぐこととしております。ご相談をお待ちしております。

- ◆ 相談時間 平日 午前9時～午後4時
- ◆ 電話番号 029-244-1571
- ◆ 所在地 水戸市笠原町993-2（県精神保健福祉センター内）



☆平成24年度茨城県立農業大学校 学生募集のお知らせ

専修学校であり大学への編入学の受験資格が得られます。

県立農業大学校では、高校等卒業者（若しくは見込者）

- ◆ 入学願書の受付期間
平成23年10月3日～18日
- ◆ 推薦入学（各学科）
平成24年2月6日～27日
- ◆ 研究科
平成23年10月3日～18日
- ◆ 入学試験日
平成23年12月12日～24年1月11日
- ◆ 名・畜産学科10名、園芸部（園芸学科30名）の学生を募集します。1年生は全寮制で、2年生は希望入寮制となります。
- ◆ また、農業大学校卒業者（若しくは見込者）を対象として、研究科（作物・園芸・畜産の専攻コース）10名を募集します。

災害時要援護者台帳作成へのご協力のお願い

現在、町では、災害時に援護を必要とする方の支援へ向けた台帳を整備しています。この整備に関して、8月以降、町調査員が援護を必要とされる方のご自宅にお伺いし、様々な状況等を確認します。その際には、どうか、ご協力の程をお願いいたします。なお、ご関心・ご質問がある方は、役場福祉課までお願いします。

◆ 問合せ先 福祉課 TEL 84-2111 内線173・177



震災特例旅券についてのお知らせ

東日本大震災によりパスポート（旅券）を紛失・焼失された方は、これら旅券が不正使用等される可能性もあるため、紛失届の提出をお願いします。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により自宅が滅失したり損壊する等してパスポートの紛失届を提出された方が希望する場合、紛失等したパスポートの残存有効期間を限度とする震災特例旅券を、手数料なしで発行する特例措置を行っています。

詳しくは、お住まいの市町村の旅券窓口または茨城県旅券室（電話029-226-5023）におたずねください。

【震災特例旅券の発給対象となる方】

- 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、居住する住宅等が全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受け、地震発生時に有効であったパスポートを紛失又は焼失等した方。
(罹災(被災) 証明書等にて確認いたします。)
- 住民登録のある市町村の旅券窓口において上記1のパスポートの紛失届を提出するとともに、旅券特例法の施行日(平成23年6月8日)から平成25年3月31までの間にパスポートの申請を行った方。

【必要書類：紛失届と震災特例旅券申請を同時に行う場合】

- ①紛失一般旅券等届出書
- ②一般旅券発給申請書(5年用)
- ③戸籍謄本または抄本1通
- ④写真(45mm×35mm) 2葉
- ⑤身元確認書類(運転免許証等)
- ⑥罹災(被災) 証明書

(注意)

- 震災特例旅券の発行は、旅券特例法により認められたものです。同法の施行前にパスポートを取得された場合や申請中の方については、対象となりません。(手数料の還付等はありませんのでご注意ください。)
- 紛失等したパスポートが地震発生時点では有効であっても、震災特例旅券の申請時に有効期間満了により既に失効している場合、新たなパスポート(10年または5年)の取得には手数料が必要ですご注意ください。なお、震災特例旅券の申請時に有効期間が残っていても、渡航先国が求める残存有効期間に満たない場合、この特例旅券での入国が認められない場合があります。
- 発給される震災特例旅券の有効期間は、紛失等したパスポートの有効期間満了日までの間で、震災特例旅券の発行日から5年以内の月単位で計算される期間となります。紛失等したパスポートの残存有効期間が5年以上残っていた方については、1回目の震災特例旅券(5年)の期間満了に当たって2回目の震災特例旅券を申請できます。ただし、申請の内容等によっては、震災特例旅券の対象とはならない場合もあります。



★広報紙に掲載された写真をお分けします(データで)。

- 申込方法 ①電子メールで、hisho@town.ibaraki-kawachi.lg.jp宛に、件名を「写真希望」とし、本文に1.氏名、2.住所、3.電話番号、4.掲載月、5.掲載ページ、6.「〇〇〇」が写っている写真、と明記してメールしてください。※画像サイズは約1MBから3MB程度です。
- ②電子媒体を秘書広聴課まで持参してください。(CD-R、MOなど)
- 問合せ先 秘書広聴課 TEL 84-2111(内線103)

河内町では、町民の皆様に身近な生活環境等の放射線量を把握することができるよう、放射線量測定器の貸出しを行います。ご希望の方は、総務課までお越しください。

◆貸出機器 (PA1000) 3台
◆貸出要件 町内に住民登録をする20歳以上の方、または町内の事業者
◆貸出期間 1日前の午前9時～午後5時の間で
◆貸出台数 1世帯につき1台
◆貸出時間 1日のみ
◆返却方法 ①午前9時～午後5時までの間でその

・売却区分番号：23-42
・所在地：稲敷郡河内町生板字堤外
・地番：9525番
・地目：田
・地積：1,491m²

より、不動産を公売します。
日時 平成23年10月4日
（火）午後0時50分

・見積価格：390,000円
※全筆とも農地につき「買受適格証明書」が必要になります。
す。詳しくは問合せ先までご連絡ください。

◆問合せ先 榊葉 担当 茨城租税債権管理機構
TEL 029-225-1221
※茨城租税債権管理機関とは、市町村から引き受けた市町村税の徴収事務を専門に行う特別地方公共団体です。

◆問合せ先 河内町役場総務課
TEL 84-2111(内線123)
◆受付時間 月曜日～金曜日(祝日は除く)
の午前9時～午後3時まで
◆貸出場所 河内町役場総務課

◆問い合わせ先 河内町災害対策本部 TEL 84-2111／河内町教育委員会事務局 TEL 84-3322

★「放射線量測定器」を貸出します

河内町内小・中学校等の放射線量率測定結果 (平成23年6月～7月測定)

施設名	測定値 (単位マイクロシーベルト/時)							
	地上50cm				地上1m			
	6月22日	6月29日	7月6日	7月13日	6月22日	6月29日	7月6日	7月13日
河内町役場	0.230	0.205	0.216	0.163	0.195	0.189	0.203	0.154
生板小学校	0.160	0.184	0.148	0.196	0.157	0.188		
源清田小学校	0.194	0.215	0.202	0.263	0.200	0.212		
長竿小学校	0.140	0.136	0.128	0.187	0.131	0.133		
金江津小学校	0.137	0.145	0.143	0.163	0.142	0.150		
河内中学校	0.223	0.223			0.233	0.214	0.240	0.273
金江津中学校	0.097	0.134			0.099	0.131	0.127	0.147
かわち認定こども園	0.260	0.222	0.220	0.193	0.226	0.209	0.196	0.183
かなえつ認定こども園	0.152	0.160	0.145	0.138	0.146	0.144	0.124	0.122

※放射線量率測定の結果は、文部科学省が「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について」で示している3.8マイクロシーベルト/時を下回っており、健康に影響のあるレベルではありません。

◆問合せ先 河内町災害対策本部 TEL 84-2111／河内町教育委員会事務局 TEL 84-3322

河内町固定資産評価審査委員会を紹介します

固定資産税の運営のより一層の適正公平を期し、納税者の評価に対する信頼を確保する趣旨から、価格に対する納税者の不服については市町村長において処理することとせずに専門性を有する独立した中立的な機関によって審査決定するために、各市町村に中立的・専門的な第三者機関として固定資産評価審査委員会が設置されています。

平成23年度河内町固定資産評価委員会を紹介します。

○河内町固定資産評価委員長 氏名 秋山政義(生板)

○河内町固定資産評価委員長代理 氏名 青野功(中金江津)

○河内町固定資産評価委員会事務局 氏名 宮本庄二(源清田)

☆**不動産公売に参加してみませんか**

「巻き寿司」のつくり方を学びました！

6月27日(月)、第2地区共同利用施設（福祉センター隣）で寿大學生による勉強会の一環として「巻き寿司」作りが行われました。勉強会には、各地区の副級長以上が参加し、桃の花を描いた「花寿司」をはじめ「四海巻き」や「稲荷寿司」のつくり方について実習しました。今後は各地区でも勉強会として開催していく予定とのことです。



写真右：花寿司、桃の花が上手に咲きました
写真下：上手にできた巻き寿司を手にする寿大学生の皆さん



写真：巻き寿司作りの様子

食育だより VOL.14

～こころとからだを育む食育～

こども園での行事食

担当課 保健センター・教育委員会事務局・子育て支援課(7月号担当)



かわち認定こども園の子どもたち

たくさんむけたよ！

そら豆を指を使って上手においていくと「草の匂いがする」「なんだか臭~い」「ちっちゃい赤ちゃんのそら豆がいるよ～」「外は固いけど中はふわふわしてるね！」「僕のは3つ入ってた！私は2つだよ！」と笑顔で教えてくれました。自分でおいとそら豆はいつもより美味しい、苦手な子も食べることが出来ました！

夏バテしない食事の工夫 食欲が減り、体力も低下してしまう夏場にはこんな食べ物を食べて夏バテを防ぎましょう。

夏場はエネルギー消費が増えるので、代謝に必要なビタミンB群が不足しがちです。食事から補給しましょう！

ビタミンB1
を多く含む
食材



- ・豚肉
- ・レバー
- ・うなぎ
- ・にんにく
- ・玄米
- ・ごま

体を冷やす
夏野菜



- ・きゅうり
- ・トマト
- ・なす
- ・かぼちゃ
- ・とうがん
- ・ピーマン

しっかり食べて、元気に夏を過ごしましょう！！

地域包括支援センターだより

随時募集

シルバーリハビリ体操をご存知ですか？

「シルバーリハビリ体操」とは、大田仁史先生（茨城県立健康プラザ管理者）が考案した介護予防を目的とした、いつでも・どこでも・だれとでもできる体操です。河内町では、現在42名のシルバーリハビリ体操指導士の方々が、各地区的施設でボランティアとして日々活動されています。リハビリ体操は65歳以上の方を対象とした、年配の方でも簡単にできる体操です。興味のある方はぜひご参加ください。また、指導士の資格を取りたいという方はお問い合わせください。



シルバーリハビリ体操実施施設一覧

- ・西共同利用施設
- ・第1分館(幸谷)
- ・長竿上組集会所
- ・長竿下組集会所
- ・田川共同利用施設
- ・下加納集会所
- ・十三間戸公会堂
- ・銀杏荘
- ・宮渕集会所
- ・長竿中上組集会所
- ・下町歩集会所
- ・第4分館(片巻)
- ・中金江津集会所

※自分たちの地区でもぜひ体操したいという希望や詳しい内容はお問い合わせください。



◆申込・問合せ先◆ 河内町地域包括支援センター TEL 60-4071

反射材着用推進リーダー委嘱式

7月6日(水)、役場大会議室において「反射材着用推進リーダー委嘱式」が行われました。

昨年の交通事故の半数が高齢者が関係していることを踏まえ、反射材を活用した事故防止対策の一環として、「反射材着用推進リーダー」が町長寿クラブ連合会の役員13名に河内町長と竜ヶ崎警察署長の連名により委嘱されました。

おもな活動内容として、リーダー自ら着用した反射材の視認効果や有効性を示しながら、反射材の配布または直接貼付して着用を促進することで、高齢者の交通事故防止を図るもので

リーダーの活動に、ご理解・ご協力をよろしくお願いします。



自衛官募集相談員委嘱状交付式

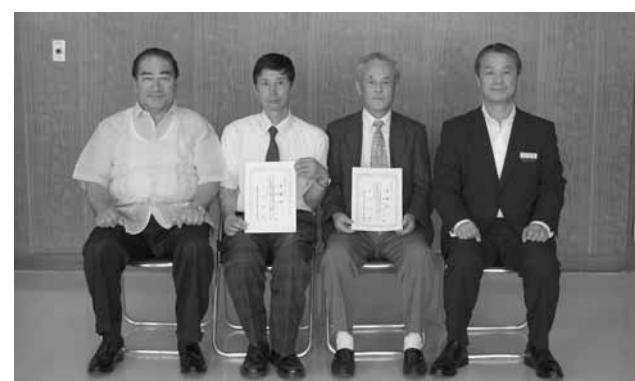
6月24日(金)、役場大会議室において自衛官募集相談員の委嘱状交付式が行われました。相談員には、再任で桜井文夫さん（金江津）、野高治さん（生板）の2名が、河内町長と自衛隊茨城地方協力本部長の連名により委嘱されました。

自衛官募集相談員は、地元と自衛隊のかけ橋として自衛官志願者の相談に応じ、情報の提供をおこなっています。

任期は平成23年4月1日から平成25年3月31までの2年間です。よろしくお願いします。

相談員連絡先

氏名 野高 治 (生板)	氏名 桜井文夫(金江津)
住所 生板4415	住所 金江津5133
電話 84-3230	電話 86-3928



左2番目から野高治さん、桜井文夫さん

身近な出来事や地元の話題をおよせください。秘書広聴課 TEL 84-2111(内線103)

町民の快適な健康づくりを目指して 保健センターだより

子宮がん・乳がん集団検診のお知らせ

町では下記の日程で子宮がん・乳がんの集団検診を実施します。自分のため、また家族のためにも自分自身の体のことをもっと大切にしましょう。この機会に、ぜひ子宮がん・乳がん検診を受けましょう。

月 日	場 所	受 付 時 間
9月21日(水)	つつみ会館	午前10時～11時(乳がん検診のみの方)
9月22日(木)	保健センター	午後0時30分～1時15分 (子宮がん検診のみ、または両方を受ける方)

子宮がん検診 ※妊娠中の方はご遠慮ください。※検診の対象年齢は平成24年3月31日現在の年齢です。

対象年齢	検査方法	料 金	受付時間・定員
20歳以上の方	検診車での子宮頸部の細胞診	1,000円	午後0時30分～1時15分・各日100名ずつ

乳がん検診 ※検診の対象年齢は平成24年3月31日現在での年齢です。

対象年齢	検査内容	料 金	受付時間・定員
30歳～39歳の方	乳房エコー	1,000円	各日とも
40・42・44・46・48歳の方	乳房エコー マンモグラフィ2方向	2,500円	午前10時～11時 エコー 20名 マンモグラフィ 20名
41・43・45・47・49・51・ 53・55・57歳の方	乳房エコー	1,000円	
50・52・54・56歳の方	乳房エコー マンモグラフィ1方向	2,000円	午後0時30分～1時15分 エコー 40名 マンモグラフィ 50名
58歳以上の方	マンモグラフィ1方向 (2年に1回)	1,000円	

※料金は当日会場で徴収します。

※この検診を受けた方は、医療機関検診は受けことができません。

※乳がん検診の内容はすべてセットです。各年齢の検査内容は単独で受けることはできません。

※58歳以上の方で、昨年、町の乳がん検診にてマンモグラフィをお受けになった方は、今年度は受けることができません。

※申し込みは、8月22日(月)からです。電話または直接保健センターへお申し込みください。

子宮頸がんワクチン予防接種(任意接種)の一部公費助成のお知らせ

河内町では、子宮頸がんワクチン予防接種を希望される方に、接種費用の一部助成制度があります。接種をご希望される方は、保健センターで助成券の申請をおこなってください。なお、助成期間は、平成24年3月31日までとなります。子宮頸がんワクチン予防接種は、任意接種ですので、効果や副反応を理解した上で、保護者の方が判断して接種してください。接種は計3回となり、接種開始から終了までに6か月かかりますので、接種を希望される方は、お早めに助成券の申請をお願いいたします。

●対象者：中学1年生～3年生の女子

●助成券の申請方法

母子健康手帳・印鑑・住所確認のできるもの(健康保険証等)をご持参の上、保健センターへお越しください。

●助成額：1回あたり11,000円

接種料金の約7割程度の補助です。差額は自己負担となります。(生活保護の方は除く)

※助成券なしで接種された場合や町の指定医療機関以外での接種は助成対象になりません。

◆申込・問合せ先◆ 保健センター ☎84-4486 または 84-3682

子育て支援センターだより ふれあい広場カレンダー

9月のふれあい広場の主な予定です。下記の日程で行っていますので、ぜひお誘いあって参加してください。

ニコニコ顔で「おはよう！」と入って来てくれたり、お友達が来るのを心待ちにしていたり、ほほえましい姿も見られてきています。お母さんたちも、顔見知りになってきて、先輩ママがトイレトレーニングや離乳食などについて、アドバイスをしてあげたりするなど…交流の輪が広がってきています。一緒にお話ししませんか、お待ちしています。

10月には、双方のこども園で運動会をします。子育て支援センターのお友達の種目を計画してお待ちしています。是非参加してください。(かわちこども園は8日です。かなえつこども園は1日です。)



9月 かわち認定こども園子育て支援センター(かんがるーむ) TEL 84-2657

月	火	水	木	金	土・日
			1 お外であそぼう	2 ふれあいあそび	3・4
5 お話読み聞かせ (紙芝居)	6 運動あそびをしよう	7 折り紙をして あそぼう	8 お外であそぼう	9 ふれあいあそび	10・11
12 お話読み聞かせ (ミニミニシアター)	13 お 休 み	14 敬老の日の プレゼントを作ろう	15 お外であそぼう	16 ふれあいあそび	17・18
19 敬 老 の 日	20 運動あそびをしよう	21 カレンダー作り	22 お外であそぼう	23 秋 分 の 日	24・25
26 お話読み聞かせ (絵本)	27 運動あそびをしよう	28 作ってあそぼう (お散歩わんわん)	29 保健師さんと 話をしよう	30 ふれあいあそび	

主な活動…14日(水) 敬老の日のプレゼントを作ろう(何かを貼ったりして素敵なプレゼントを作ろうと考えています。)
21日(水) カレンダー作り(貼ったり、描いたりして自分だけのカレンダーを作りましょう。)
28日(水) 作ってあそぼう(牛乳パックでお散歩わんわんを作って、ひもを付けてひっぱりましょう。)

9月 かなえつ認定こども園子育て支援センター(ふれあいらんど) TEL 86-2616

月	火	水	木	金	土・日
			1 新聞紙であそぼう	2 お話読み聞かせ (ミニミニシアター)	3・4
5 運動あそびをしよう	6 お外であそぼう	7 親子ふれあいあそび	8 作ってあそぼう (マラカス作り)	9 お 休 み	10・11
12 運動あそびをしよう	13 お 休 み	14 親子ふれあいあそび	15 プレゼントを作ろう (敬老の日の為に)	16 お話読み聞かせ (紙芝居)	17・18
19 敬 老 の 日	20 お外であそぼう	21 親子ふれあいあそび	22 衛生面について 話をしよう	23 秋 分 の 日	24・25
26 運動あそびをしよう	27 お外であそぼう	28 親子ふれあいあそび	29 作ってあそぼう (動くおもちゃ)	30 お話読み聞かせ (絵本)	

主な活動…1日(木) 新聞紙であそぼう(切ったり、貼ったり、丸めたり、自由自在に形がえられる新聞紙を使って遊びましょう。)
8日(木) 作ってあそぼう(空き容器を使ってマラカスなどの楽器を作って遊びましょう。)
29日(木) 作ってあそぼう(牛乳パックなどの廃材を使って自動車などを作って遊びましょう。)

- 保健師さんが毎月交互に支援センターに来てくれて、健康面などについてアドバイスや相談にのってくれます。一緒にお話ししましょう。9月は、かわちこども園に来てくれます。(29日です。)
- 身体測定も行います。(かなえつこども園は、22日に行います。)
- 毎週「お外で遊ぼう」を計画していますが、まだまだ残暑が厳しかったりします。暑い日は、室内で出来る活動を考えて進めます。外で遊べない小さいお子さんも部屋で遊ぶのは自由ですので、無理とは考えずに遊びにいらしてください。
- 双方のこども園の13日(火)・かなえつこども園の9日(金)は、こども園の行事の為ふれあい広場の活動はお休みします。支援センターは開放していますので、遊びにいらしてください。
- 活動内容について不明な点がありましたら、どんなことでも良いので問い合わせてください。
- ふれあい広場の時間は午前10時～午前11時の予定です。できれば、予約の電話を入れてください。
- 支援センターは変わらず、午前9時～午後4時で開放しています。



問合せ先	経済課 消費生活相談係	Tel 84-12111 (内線152・153)
相談日	8月2日(火)・8日(月)・16日(火)・23日(火)・30日(火)	
相談時間	午前9時30分～午後4時30分	

短歌

かわち短歌会

コンパスで危険区域を定められ見えぬ悪魔に心みださる
人は老い瑞穂の国の田畠減り世の行来をたれぞ嘆かむ
軽トラが行く交う農道一様に水見まわりの朝のあいさつ
不審に感じた時は、警察、消費生活相談窓口へご相談ください。

突然自宅を訪れる貴金属等の買取りサービスにご注意!
—いつたん業者の手に渡つたら取り戻せない—

河内町の皆さん、こんにちは。消費生活相談員の平塚正史です。
最近、「訪問買取り業者が来た! 注意喚起してほしい。」「断つたが、まだ周りをうろついている! 怖い。」という情報が寄せられました。こうした貴金属等の買取りサービスについての相談が、全国の消費生活センターでも急増しています。
相談事例によると「訪問買取り」に関する相談者のほとんどは、突然の来訪に冷静な判断ができぬまま契約し、業者に貴金属等を渡しています。いつたん品物を業者に渡してしまうと、その後返品を求めて「もう、手元には無い」と言われ、取り戻せないことがほとんどです。また、返品を求めようにも業者と連絡がとれないこともしばしばあるようです。さらには、クリーニング・オフの適用が難しく、トラブルの解決がなかなか困難なこともあります。トラブルを防ぐため売却するつもりがないのなら、きつぱりと断り、決して家に入れないようにしましょう。
こうしたことを理解した上で、取引をする時には、次のことにつけてください。
・業者の住所・電話番号を確認する（古物商許可証等の提示を求めるなど）
・一人で業者に対応することを避ける
・買取り価格を他社と比較する
・買取り条件などが明記された書面の交付を受ける
・個人情報（保険証番号等）の取扱いに注意する
「訪問買取り業者」の中には、執拗な勧説や、強引に買取りを迫る業者、部屋の中を勝手に物色するといった悪質な業者もいるようです。十分注意しましょう。

消費生活相談員通信 VOL.12

生涯学習のとびら

H23. vol.57

◆問合せ先◆
河内町長竿3689-1
河内町教育委員会事務局生涯学習G
0297-84-2843 (中央公民館内)

自己の充実・啓発や生活の向上のために、自発的に自分にあった方法で生涯を通じて行う学習…それが『生涯学習』です。『生涯学習のとびら』では、定期的に生涯学習に関する情報(案内や結果など)を提供、お知らせしていきます。

河内歴史講座開催

◆日 時 平成23年6月26日(日)
◆会 場 中央公民館 農事研究室
◆演 題 「利根川水運の変遷～高瀬船から外輪蒸気船へ～」
◆講 師 河内町文化財保護審議会委員 鈴木 久先生

6月26日、中央公民館農事研究室で「河内町歴史講座」が開催され、町内外から多くの歴史愛好家が集まりました。

3月の東日本大震災を受け、河内町でも利根川水運の歴史を見守ってきた町指定文化財の藤蔵河岸の常夜灯の笠と火袋の部分が崩落するなどの被害を被りました。今回は、それを受け、河内の歴史と重要な位置を占める利根川水運の歴史について映像を交えながら振り返りました。



河内町体育協会事業 春季ママさんバレーボール大会結果

◆日 時 平成23年5月28日(土)
◆場 所 河内中学校体育館
◆結 果 優勝 スカイリバーB
準優勝 河内クラブ
第3位 スカイリバーA



スカイリバーのみなさん

第12回 河内町綱引き大会結果

◆日 時 平成23年7月3日(日)
◆場 所 農業者トレーニングセンター
◆結 果 《男子の部》
優勝 第1分館
準優勝 第2分館
第3位 第3分館



第1分館のみなさん

◆結 果 《女子の部》
優勝 第5分館A
準優勝 第1分館A
第3位 第5分館C



第5分館Aのみなさん

みんなのまど

8月 August

いばらき就職支援センター 県南地区センターのご案内

いばらき就職支援センター県南地区センターでは、就職を目指している方のために、就職相談・キャリアカウンセリングから職業紹介まで一貫したサービスを提供しています。どうぞお気軽にご利用ください。

【いばらき就職支援センター県南地区センター】

土浦市真鍋5-17-26 (県土浦合同庁舎内)
TEL 029-825-3410 TEL 029-825-2822

【いばらき就職支援センター(ジョブカフェいばらき)】

HP <http://www.jobcafe-ibaraki.jp/>

NHK学園 受講者募集集中！

NHK学園では、生涯学習通信講座の受講者を募集しています。まずは、無料の案内書をご請求ください。

◆募集内容

生涯学習通信講座

(趣味から資格まで全200コース以上)

◆募集期間 生涯学習通信講座 通年申込受付

◆問合せ先

NHK学園 TEL 042-572-3151(代)

案内書請求フリーダイヤル 0120-06-8881

いばらき子育て家庭優待制度

「いばらきKids Club」カードをご存知ですか？

社会全体で子育て家庭を応援するため、県が発行する「いばらきKids Club」カードを協賛店舗等で提示すると、料金割引等のサービスが受けられる制度です。

◆対象

妊娠の方や18歳未満の子どものいる家庭（1家

庭1枚）（妊娠中の方は、母子健康手帳または妊娠届けの写しをご提示ください）

◆有効期限

末子が18歳の誕生日を迎えた年度の3月31日まで有効

◆交付窓口

- ・子育て支援課 TEL 84-2111(内線172)
- ・河内町保健センター TEL 84-4486

◆問合せ先

子育て支援 児童福祉G TEL 84-2111(内線172)
サービス内容の詳しい情報は、専用ホームページ（<http://www.kids.pref.ibaraki.jp>）でご確認ください。

稻敷広域消防吏員採用試験

◆試験日 平成23年9月18日(日)

◆会場 龍ヶ崎消防署

◆職種 消防吏員

◆採用予定人数 9名以内

◆採用時期 平成24年4月1日

◆受付期間

平成23年8月1日(月)～8月25日(木)

※詳しくは、消防本部総務課までお問い合わせください。

◆問合せ先 稲敷広域消防本部総務課 TEL 64-3743(代)

平成23年度茨城県警察官(第1回)採用試験

◆受験区分 男性警察官A・B、女性警察官A・B

◆第1次試験日 平成23年9月18日(日)

◆受付期間

郵送・持参 8月17日(水) 消印有効

インターネット 8月15日(月) 午後5時まで

◆問合せ先

茨城県警本部警務課 TEL 0120-314-058

竜ヶ崎警察署警務係 TEL 62-0110

8月の納税

町 總 民 税 (2期)
國 民 健 康 保 险 税 (3期)
介 護 保 险 料 (3期)
後期高齢者医療保険料 (2期)

徴収日は
8月31日
です

ーお知らせー
納税等は、便利な口座振替をご利用ください。

平成23年度金婚式のお知らせ

平成23年度の金婚式該当者は、昭和37年1月1日～昭和37年12月31日までにご結婚されたご夫婦（戸籍上に記載されている婚姻日）です。

該当するご夫婦は、8月29日(月)までに河内町社会福祉協議会にご連絡ください。

◆連絡先 ◆ 河内町社会福祉協議会（福祉センター内）
事務局 久保木・大竹 TEL 84-2830



あなた一人で悩んでいませんか

人には皆人権があります。それが個人として人権を尊重されなければなりません。しかし、残念ながら高齢者・障害者に対する人権侵害が依然として発生しており、大きな社会問題となっています。水戸地方法務局および茨城県人権擁護委員連合会は、従来から様々な活動を通じて高齢者・障害者の人権問題に取り組んできました。

高齢者・障害者に対する暴行・虐待などのあらゆる人権侵害を電話にて相談を受け付けています。秘密は厳守いたします。

全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間

◆期間 平成23年9月5日(月)～11日(日)までの7日間

◆時間 午前8時30分～午後7時

ただし、土曜日、日曜日は午前10時～午後5時まで

◆電話番号 TEL 0570-003-110 (全国共通人権相談ダイヤル)

◆相談員 人権擁護委員・法務局職員

◆問合せ先 水戸地方法務局人権擁護課 TEL 029-227-9919



中退共は、国がサポートする中小企業のための退職金制度です。

安全

国の制度だから安心

掛金の一部を
国が助成します。

有利

掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

簡単

社外積立だから
管理もラクラク

転職先でも引き継げる
「通算制度」があります。

詳しくはホームページを
ご覧ください

中退共 検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>



独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒105-8077 東京都港区芝公園1-7-6
TEL (03)3436-0151(代表) FAX (03)3436-0400

町長の動静

～7月の主な行事～

- 1日 県市町村総合事務組合議会臨時会、
(財)茨城県市町村振興協会理事会
3日 町綱引き大会
4日 庁議、東京電力副社長対応説明会
5日 靖国神社参拝
8日 全国町村会理事会、全国町村職員生活協同組合総代会
11日 成田国際空港(株)副社長来庁、
県南地方総合振興協議会総会
12日 原水爆禁止国民平和大行進挨拶(役場玄関前)



牛久沼運営協議会総会、竜ヶ崎工事事務所管内主要道路整備促進期成同盟会総会

財団法人茨城県市町村振興協会理事長に再任 ～東日本大震災に係る災害見舞金制度を制定～

7月1日(金)、財団法人茨城県市町村振興協会(以下「振興協会」という。)の理事会において理事長に再任いたしました。

振興協会は「宝くじ」の収益金を活用し市町村を支援するとともに、住民福祉に資することを目的に様々な事業を行っております。

前回の理事会において、3月11日に発生した東日本大震災により甚大な被害を受けた本県の市町村に対し災害見舞金を交付することを提案し承認されることとなり「東北地方太平洋沖地震に係る災害見舞金交付規程」および「東日本大震災に係る災害対策支援金交付規程」を新たに制定いたしました。

《災害見舞金交付概要》

○東北地方太平洋沖地震に係る災害見舞金 総額4億500万円

支給額の内訳

- ・災害救助法適用市町村 1,000万円(河内町該当 4月交付済)
- ・" 適用外市町村 500万円

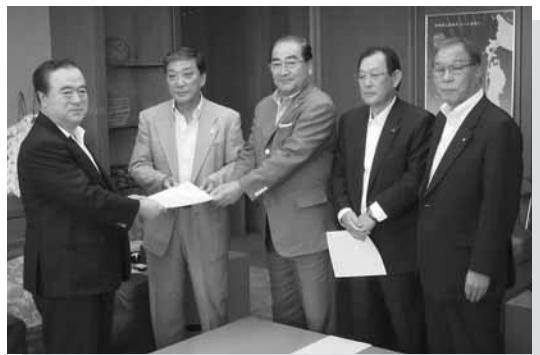
○東日本大震災に係る災害対策支援金 総額30億円

交付額の内訳

- ・各市町村均等割分 10億円(河内町支給見込額 2,200万円 6月交付予定)
- ・人口割分および災害対策事業費分 20億円

※人口割分および災害対策事業費分については、各市町村の復旧状況を踏まえ、今後交付される予定です。

14日 東日本大震災に関する県への要望(知事室)



- 15日 町議会臨時会、国交省関東地方整備局利根川下流河川事務所来庁
16日 町子どもヘルパー派遣事業任命式
19日 関東電気保安協会土浦事業所来庁
21日 農業再生協議会総会、
県消防防災課及び危機管理官来庁、
後期高齢者医療広域連合事務局来庁
26日 常陽銀行頭取來庁
27日 町ブランド米推進部会総会並びに視察研修会(28日まで)
28日 全国町村会理事会・全国町村職員生活協同組合総代会、竜ヶ崎土木協会定期総会
29日 東日本大震災に関する国への要望



原発事故対応説明会

～東電副社長来県し謝罪会見～



7月4日(月) 東京電力の鼓紀男(つづみのりお)副社長他幹部7名が福島第1原子力発電所の事故後初めて県庁を訪れ「茨城県の皆様に深くおわび申し上げます。」と謝罪し、事故の収束に向けた対



意見を述べる野高町長

応について意見交換会が行われました。

謝罪会見が行われた県庁(6階:災害対策室)には、橋本昌知事をはじめ県議会議員、各市町村長、各種団体長ら約150人が出席し、市町村長をはじめ県内28機関の団体代表の連名による東電への原発事故の対応における申入書を提出いたしました。

意見交換会では各団体からの代表者発言が行われ、知事、県議会議長、北茨城市長とともに県内町村長の代表として「これまでの東電からの説明や謝罪の遅れへの厳重抗議」、「事故の早期収束に向けた対応」、「農作物等への補償問題」、「放射線量の計測を含めた健康対策」について発言をして参りました。

これらの申入について東電側からの返答については「国と協議をしたい。」「はっきりとした事は持ち帰って、しかりとした対応を考える。」などといった納得のいくものではなく、実際に被害に遭われた方々と東電側の認識のズレばかりが目立ちました。

このような説明会となりましたが、河内町においては住民の健康不安への対策として放射線測定器を独自で導入し、町農産物をはじめ各地区での放射線量の測定を隨時測定し公表することで住民の皆様の健康管理に努めて参ります。

また、さまざまに連鎖する補償や賠償の対策についても茨城県町村会の代表として全国町村会をとおし、来年度の政府予算編成に関する意見として「災害対策の充実・強化」の最重要項目のトップに「原子力災害対策」を盛り込むよう強く申し入れを行い、事態の早期収束へ向け尽力して参ります。



申入書を提出する橋本昌知事(中央) 後は左から野高町長、田山県議会議長、豊田北茨城市長